

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	中東地域外交				番号	⑤							
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載できない。				(千円)					
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額				5年度 概算要求額			
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力に係る中東地域外交に必要な経費			59,214				67,439		
	一般	外務本省	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費			150,741				136,795		
	一般	在外公館	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費			4,328				8,255		
	小 計				一般会計		214,283				212,489		
					<		>	の内数	<		>	の内数	
				特別会計									
				<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの													
	小 計				一般会計								
<						>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計									
				<		>	の内数	<		>	の内数		
合 計					一般会計		214,283				212,489		
					<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計								
					<		>	の内数	<		>	の内数	

施策Ⅰ－５ 中東地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-5）

施策名（※）		中東地域外交					
施策目標		多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和と安定及び経済的発展を支え、資源の安全供給を確保するとともに、中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。 1 湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラン、アフガニスタン、イラク及びイエメンの安定等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。 2 要人往来の強化を通じ、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国（特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国）を始めとする中東・北アフリカ諸国からの資源の安定供給を確保しつつ、各国の経済・社会改革を後押しし、経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。					
目標設定の考え方・根拠		エネルギー供給の多くを中東・北アフリカ地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。近年緊迫化しつつあるペルシャ湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア・イラク情勢及び周辺国等における難民問題、アフガニスタン、イエメン及びリビアの不安定等、多くの課題を抱える同地域の安定化に向けて積極的に貢献することは、国際社会の責任ある一員としての責務である。 また、若年人口の増加や高い経済成長率を背景に市場としての潜在力が高まっており、物流の要衝でもある中東・北アフリカ地域との間で、中長期的な観点から、経済関係に限らない多層的な関係を構築・強化することが一層必要となっている。 ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日） ・第 208 回国会衆議院外務委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 2 月 25 日） ・第 208 回国会参議院外交防衛委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 3 日） ・第 208 回国会衆議院安全保障委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 1 日）					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）		区分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		予算の状況 （百万円）	当初予算 (a)	127	129	131	150
			補正予算 (b)	0	0	0	
			繰越し等 (c)	0	0	0	
			合計 (a+b+c)	127	129	131	
執行額(百万円)		82	13	35			
同（分担金・拠出金）		区分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		予算の状況 （百万円）	当初予算 (a)		66	67	64
			補正予算 (b)		203	66	
			繰越し等 (c)		0	0	
			合計 (a+b+c)		269	133	
執行額(百万円)			269	133			
政策体系上の位置付け		地域別外交	担当部局名	中東アフリカ局	政策評価実施 予定時期	令和 5 年 8 月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向けた関係者への働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
- 2 イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 3 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
- 4 シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
- 5 これらの政策目的に応じて、適時適切に関連する国際機関と連携していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 208 回国会衆議院外務委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 2 月 25 日）
- ・第 208 回国会参議院外交防衛委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 3 日）
- ・第 208 回国会衆議院安全保障委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 1 日）

測定指標 1－1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
要人往来を通じ、イスラエル・パレスチナを含む関係国要人に対し、イスラエル・パレスチナ間の対話の再開等に向けた働きかけを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための支援
イスラエル・パレスチナを含めた関係者間の信頼醸成を促進するため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）閣僚会合を見据え、高級実務者会合を東京で開催する等、適切に準備を進める。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を行う。
なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来が皆無であったが、首脳レベルから実務レベルに至るまで電話会談やオンライン会談を積極的に活用して働きかけを実施した。例えば、12 月、菅総理大臣就任に際してのネタニヤフ首相との電話会談において、「賢明かつ柔軟な対応に期待する」旨述べた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、鈴木外務副大臣が、6 月にテレビ会議形式にて開催された「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」に出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。
- 2 当事者間の信頼醸成のための支援
CEAPAD に関しては、高級実務者会合（SOM）の対面での会合開催が困難だったことから、実務レベル（課長レベル）のオンライン会合を 2 回主催した。さらにイスラエル、パレスチナ含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出のための JAIP 専用道路に関する三者（イスラエル、パレスチナ及び日本）協議を約 1 年 1 か月ぶりに実施できた。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
ジェリコ農産加工団地（JAIP）を始めとする各種支援を継続するとともに、新型コロナに際して、10 月以降、新たに約 4,000 万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区及び西

岸地区に所在する初等・中等学校 10 校の新設及び教育機材(実験機材等)の整備案件、パレスチナ自治区及び難民キャンプのインフラ整備を可能とするための財政支援が含まれる。

令和 3 年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け
米国の政権交代を契機として当事者間の関係改善の動きが見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための取組
令和 2 年度に開催できなかった CEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、上記の専用道路に関する三者協議に続き、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者(イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本)協議を開催する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地(JAIP)」を含めた対パレスチナ支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け
令和 3 年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来は難しい環境が継続した。そのような中でも、5 月にイスラエルとパレスチナ武装勢力との間で大規模な衝突が発生した際には、事態沈静化に向けた働きかけを東京及び現地ベースでイスラエル・パレスチナ双方に実施するとともに、停戦発表直後には、イスラエル及びパレスチナを含む関係各国等と外相電話会談を実施し、停戦の維持を働きかけた。8 月には、茂木外務大臣が中東を歴訪し、大臣から直接先方首脳・外相に対し、「イスラエル・パレスチナ双方が緊張緩和と信頼回復に向けて具体的措置を講じることを期待する」旨を伝えた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、本田外務大臣政務官が、11 月に開催された「パレスチナ支援調整委員会(AHLC)閣僚級会合」にビデオメッセージで出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。
- 2 当事者間の信頼醸成のための取組
CEAPAD に関しては、3 年度も開催に至らなかったが、令和 4 年 3 月、中東和平に関するカルテット(米、露、EU、国連)事務局と CEAPAD 諸国とのオンライン企業間取引(B2B)イベントを実施した。さらにイスラエル、パレスチナを含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出促進のためのジェリコ農産加工団地(JAIP)専用道路に関する三者(イスラエル、パレスチナ及び日本)協議を 2 回開催することができた。「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者協議は関係各国・地域間の調整がつかず開催に至らなかった。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
イスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突により大きな被害を受けたガザ地区に対する緊急無償資金協力を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策、ジャパンプラットフォームによる対ガザ地区人道支援、難民向け食料支援、「経済社会開発計画」を通じて燃料支援等総額約 3,200 万ドルの支援を行った。また、「平和と繁栄の回廊」構想旗艦プロジェクトの JAIP を始めとする各種支援を継続し、8 月に茂木大臣の出席を得て、パレスチナ・ビジネス繁栄センターの開所式、並びに、「観光回廊」構想の一環として、ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター開所式を実施した。12 月以降、UNRWA、UNMAS、UNDP、UN Women、IPPF、UNESCO を通じて、新たに約 2,000 万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区における不発弾対策、医療機関の太陽光発電、パレスチナ難民キャンプでの医療・保健、家屋再建支援が含まれる。

令和 4 年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け
イスラエルの政権交代を契機に、イスラエル・パレスチナ閣僚間の接触等、関係改善の動きも一部に見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための取組
5 月の衝突を受けたイスラエル・パレスチナ間の関係悪化もあり令和 3 年度に実現しなかった CEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者(イ

スラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本）協議や、イスラエル政府関係者の JAIP 訪問を実施する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」や、同構想の「観光回廊」構想を含めた対パレスチナ支援を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、中東和平問題に対し①イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ、②当事者間の信頼醸成、③パレスチナの経済的自立のための支援という3つの柱を通じて貢献しており、これらについて継続的に進捗状況を評価することが重要であるため。

測定指標 1－2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

中期目標（一年度）

1 イラク

イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。

2 アフガニスタン

アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する。

令和2年度目標

1 イラク

（1）豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。

（2）我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

（1）大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する支援を着実に実施するとともに、令和2年のドナー会合に向けて、国際社会とも協調しつつ、適切かつ効果的な我が国の支援策を検討する。

（2）我が方要人とアフガニスタン側要人との会談の際に、治安状況改善や汚職対策含むガバナンス改善のための取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

（1）日本は、イラク政府自身による改革を支援する目的で10月に形成された主要ドナー国及び国際機関によって構成される「イラク経済コンタクトグループ」の一員として複数回の会合に参加し、イラク政府が策定した改革プロジェクトをイラク自身の手で着実に実施するための提言を行うとともに、イラク支援の在り方について議論した。令和3年1月には補正予算により、主に新型コロナウイルス対策、国内避難民や帰還民支援、ISILからの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた約5,000万ドルの対イラク支援を決定した。

（2）令和2年1月にイラク国内で米国がイラン革命ガード・コッズ部隊司令官ほかを殺害したことで地域情勢の緊張が急激に高まったことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日本・イラク間の要人往来に制限があったが、5月にカーズィミー首相を首班とする新内閣が発足した際、安倍総理大臣から祝辞書簡を発出し、イラク政府が国民の幅広い信頼を得つつ、イラクが直面する現下の課題に取り組み、持続的な安定と発展を実現することへの期待を伝えた。

2 アフガニスタン

（1）現地の治安状況が引き続き予断できない状況にある中、国際機関等とも連携しつつ、我が国の対アフガン国別開発協力方針に沿って、治安、農業、保健（新型コロナウイルス対策含む）、教育、インフラ分野等、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。

（2）11月にオンライン形式で開催された「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において、ビデオ形式で出席した茂木外務大臣から、法の支配や汚職撲滅等に係るアフガン政府自身の努力を前提に、年間1.8億ドル規模の過去4年間と同水準の支援を、令和3（2021）年から令和6（2024）年まで維持するように努める方針を表明した。4年に1度となる同会合に向けての準備

にあたっては、7月の高級実務者会合を始めとするアフガン政府及びドナー諸国・機関の対話の機会を通じて、国際協調を重視した。

- (3) 11月及び令和3年3月に実施した日・アフガン外相電話会談等の機会を捉え、アフガン側に治安確保や汚職対策等の着実な実施を働き掛けた。

令和3年度目標

1 イラク

- (1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
- (2) 我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

- (1) 現地の治安状況や和平プロセスの状況を注視しつつ、令和2年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」で表明した支援方針に沿って、国際機関等とも連携しながら、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援の実施を継続する。
- (2) 「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み (AFP)」に基づき、支援実施のためのアフガン政府による取組が達成されるよう、関連ドナーとともに調整に努める。我が方要人とアフガン側要人との会談等の機会に、汚職対策含むガバナンス改革等の取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

- (1) 8月、日本によるイラクのガバナンス強化の一環として、第5回国民議会選挙に必要な生体認証登録用のサーバー等の機材や投票所における新型コロナウイルス感染症対策用品の供与を決定した。また、10月の第5回国民議会選挙に際して、イラク側からの要請を受け、在イラク臨時代理大使を団長として選挙監視活動を実施した。同選挙は概ね平穏に執り行われた。

8月には、茂木外務大臣が日本の外相として15年ぶりにイラクを訪問し、フセイン外相との会談において、イラク南部のバスラ製油所の精製技術向上のため最大327億円の円借款を供与する方針を伝達した。これにより、イラクでの高品質石油製品の生産性向上が期待され、ガソリンの国内需要量の約15%を新たに自国でまかなえるようになることが見込まれるなど、イラク最大の基幹産業である石油セクターの復興を通じたイラク経済の活性化への貢献が期待される。また、国際的な環境基準に合致する高品質の石油製品を生産することによって、環境負荷の低減や関連技術等の移転を図り、イラクの経済・社会復興に寄与することが見込まれる。

- (2) 8月、茂木外務大臣がイラク訪問時、フセイン外相との会談に加えて、カーズィミー首相及びサーレハ大統領との会談し、2003年以来一貫してイラクの国づくりを支援してきた日本はイラクの安定実現を重視し、今後も幅広い分野で両国関係を発展させていきたい旨述べた。また、カーズィミー首相との間では、イラクの治安改善のためには経済開発が重要であるとの考えのもと、イラクにおけるビジネス・投資環境整備についても意見交換を行った。

2 アフガニスタン

- (1) 4月末に開始したアフガニスタン駐留米軍の撤収に伴い、タリバーンが攻勢を強め、8月には首都カブールがタリバーンにより陥落し、日本大使館は国外退避した。こうした状況を受けて、アフガニスタン及び周辺国において高まる人道ニーズに対し、国連は緊急アピールを发出し、日本政府は10月に6,500万ドルの支援（国際機関経由）を決定した。この結果、令和3年（暦年）の支援実績は2億ドルに達し、令和2年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において茂木外務大臣から表明した年間1億8,000万ドル規模の支援水準を達成した。更に、12月に成立した令和3年度補正予算において、アフガニスタンの人道危機への対処のため、同国及び周辺国に対し、1億900万ドルの追加的支援（国際機関経由）を決定した。

- (2) 5月以降のアフガニスタン国内での戦闘激化及び8月のタリバーンによるカブール制圧に伴うガーニ政権崩壊を受けて、「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み (AFP)」に基づく支援は、当初想定したとおりの実施はできなかった。

一方、タリバーンに対して、上村司政府代表や岡田隆駐アフガニスタン大使から、全てのアフガニスタン人の生命・財産の保護と社会秩序の回復、希望者の安全な出国、人権（特に女性・少数派）の尊重、人道アクセスの確保、テロとの決別等を累次にわたり働きかけた。

- (3) 8月以降の現地情勢の悪化を受け、日本として、アフガニスタン情勢をめぐる、首脳・外相を含め、G7、G20、国連主催人道会合を始め様々な国際会議に積極的に参加し、上述の日本の支援

やタリバーンへの立場等について発信するとともに、退避オペレーション、人道危機の回避、タリバーンとの関与等において国際社会が連携して対応する重要性を確認した。

令和4年度目標

1 イラク

- (1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
- (2) 第5回国民議会選挙の結果を受けた新政権の発足後、我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と発展を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

- (1) 現地の人道状況、タリバーンの行動、他ドナーの動向等を踏まえつつ、国際機関等と連携しながら、令和4年3月の「アフガニスタンに関するハイレベル・プレッジング会合」で林外務大臣から1.09億ドルの支援（令和3年度補正予算）を行うことを決定した旨述べたことに照らし、アフガニスタンの国民が裨益する支援の実施を継続する。
- (2) アフガニスタンの平和と安定に向け、引き続きタリバーンに対し、アフガニスタン人の自由な出入国、基本的人権の尊重（女性の教育・就労の権利等）、包摂的な政治体制の構築等を働きかける。その際、G7や地域諸国を含む関係国と適切に連携するとともに、治安状況が許せばカブール現地に出張しタリバーン幹部に対し直接働き掛けることも念頭に置く。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1 イラク

イラクの安定は中東地域、さらには日本を含めた世界全体の安定に資するものである。イラクでは、令和3年10月に第5回国民議会選挙が実施されたが、国内政治勢力の争いにより大統領選出が難航しており、新政府形成には至っていない（令和4年3月31日時点）。内政に混乱が見られる中、イラク国民による民主化プロセスの努力を引き続き支援していく必要がある。

また、令和3年12月末にイラク駐留米軍の対ISIL戦闘部隊の任務が終了する一方で、イラク国内の武装勢力による米国権益等への攻撃は継続しており、ISIL残党によるテロも増加傾向にある。国内情勢の混乱や治安の悪化が続けば、イラクが再び不安定化し、暴力的過激主義が再興するおそれがある。

こうしたなか、我が国によるイラク政府改革支援の取組や、イラク国内の融和と安定化に向けた取組の実績を測ることは、中東地域の安定に向けた施策の進捗を把握する上で重要である。

2 アフガニスタン

日本大使館の退避やガーニ政権の崩壊といった変化は生じたものの、これによって「アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進」という中期目標が影響を受けるのではなく、引き続き中期目標の達成に向けて進捗状況を把握していく必要がある。

令和4年1月に国連は同年中にアフガニスタン及び周辺国向け支援に約50億ドルが必要とする人道対応計画を発表する等、人道危機の回避は依然として国際社会共通の喫緊の課題であり、優先的な対応が必要である。人道分野以外の支援については、タリバーンの具体的行動を注視しながら、ケースバイケースで判断していくことが適切である。また、タリバーンへの働きかけも、アフガニスタンの安定を確保していく有効な手段であるところ、なるべく多くの機会を捉え、事務方ハイレベルから実施することが望ましい。

測定指標1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し *

中期目標（一年度）

イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

令和2年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン及び関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。

- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築につとめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳電話会談（5月）や外相電話会談（10月、令和3年3月）等ハイレベルでの対話を通じて、イランに対して中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けた働き掛けを行うとともに、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
- 2 中東地域でいち早く新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われたイランに対して、国際機関を通じて新型コロナウイルス対策のための支援を行った。また、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されるモメンタムを活用し、両国のスポーツ交流の拡大を目的とした協力覚書（MOC）に署名した。

令和3年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、バイデン政権の下での米国及びイラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月以降、米国及びイラン双方による核合意への復帰に向けた協議が、欧州連合（EU）等の仲介によりウィーンで断続的に行われてきたが、我が国は、米国と同盟関係にあると同時にイランと長年良好な関係を維持してきた立場から、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を行った。具体的には、8月、茂木外務大臣がイランを訪問し、ライースィ大統領をはじめとするイラン側要人に対して、イランが早期の核合意復帰にむけて建設的に取り組むよう求めた。その後も、首脳電話会談（令和4年2月）や外相電話会談（12月、令和4年2月）を実施した。また、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
- 2 イランにおける新型コロナウイルス感染拡大の防止に寄与するために、日本国内で製造したワクチン約360万回分を供与した。また、アフガニスタンの人道危機に対処するため、同国及び周辺国に対して実施された支援の一環として、イランに対しても国際機関を通じた支援を実施した。加えて、8月に税関当局間において、社会悪物品の密輸防止、知的財産侵害物品の水際取締等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続きの簡素化・調和化等について協力することを定めた日・イラン税関相互支援協定に署名した。

令和4年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東地域の安定はエネルギー資源の大部分を依存している我が国にとって死活的な問題である。核合意を含めた地域の緊張緩和に資するよう引き続き外交努力を継続するとともにイランとの友好関係を保っていくことは重要である。

測定指標1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *

中期目標（--年度）

中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

令和2年度目標

シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

令和2年度は、シリア・イラク及び周辺国に対し、国際機関やNGOを通じて2億3,000万ドル以上の支援を実施した。この支援の中には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響の緩和に資する支援を始め、越冬支援や水・衛生・保健分野、食糧安全保障に資する支援が含まれる。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響緩和に資する支援として、令和2（2020）年中の約3,900万ドルの支援の実施に加え、令和3年1月に総額約1億7,000万ドル以上の新規支援を決定した。また、シリア国内に対する支援として、12月、北西部を中心に、越冬支援や水・衛生・保健分野に対する支援として総額7,200万ドルの緊急人道支援を決定したことに加え、国際機関との連携の下、医療施設や上下水道の修復を通じた安定的な医療・母子保健・水・衛生サービスの供給、また灌漑施設や製パン工場の修復等を通じた食料安全保障・市民の生計向上を図るべく、北東部ハサケ県やダマスカス郊外県東グータ地区において総額1,900万ドル規模の無償資金協力を実施した。

令和3年度目標

シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

令和3年度は、シリア及び周辺国に対し、国際機関やNGOを通じ8,800万ドル以上の支援を実施した。新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るい、とりわけ社会インフラが必ずしも頑丈でない同地域においては、同感染拡大による社会・経済的な損失が続いた。こうした状況に対して、食料、水、医療・保健といった人道支援から、教育支援・職業支援などの中長期的な人道支援・レジリエンス支援を行った。

具体的には、国際機関との綿密な連携を続けて、ダマスカス郊外及びアレppoにおいて、戦闘で損壊した校舎の修復及び教育の質向上のための教師への研修を行う支援として650万ドルの無償資金協力を、またラッカ及びデリゾールにおいては、最も脆弱な世帯やコミュニティに対し、灌漑システムの復旧、農業機材の供与、農地へのアクセスに関する地雷リスク回避教育、農業以外の収入を得るための生計支援として900万ドルの無償資金協力を実施した。

また、紛争開始から7年以上が経過し「世界最悪の人道危機」に直面し、人口（約3,000万人）の約8割が何らかの支援を必要としているイエメンに対し、特に人道支援のニーズが高い、教育、食料、医療、難民支援等の分野において、国連食糧農業基金（FAO）を通じ、合計約3,000万ドルの人道支援を実施した。具体的には、食料危機に対応するため、国際機関と連携し、イエメンにおける国内避難民及びホストコミュニティに対する農牧畜生計支援として、約700万ドルの無償資金協力を実施し、イエメンの子どもに対する教育支援として、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）と連携し、約600万ドルの教育支援を実施した。

令和4年度目標

引き続き、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。ただし令和4年度においては、原油価格や食糧価格の高騰が見込まれ、資源に乏しい国・地域での人道状況の更なる悪化の危険性もある。ついで、機動的かつ効果的な緊急支援も視野に入れつつ、同地域の自立の促進支援を適時適切に国際機関等との連携を図って実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東・北アフリカ地域は、主食たる穀物消費の多くを輸入に依存し、ロシア・ウクライナは主要輸入元である（トルコ：計85%、レバノン：計74%、エジプト：計72%、イエメン計41%）。また、ウクライナ情勢により、従来からの需給逼迫に加え、レバノンなどの経済危機にある国・地域は、一層厳しいエネルギー不足危機に直面する危険性がある。については、直近数年に開催された「シリア・アラブ共和国、シリア及び地域の将来の支援に関するブリュッセル会合」での各主要国

及び日本政府の過去数年の支援実績に鑑みて、シリアやレバノンを始めとするその周辺国に対して総計1億ドルの支援規模を確保できるようにする。

測定指標1－5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	0 (首脳・外相間の電話会談等は3回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	3 (首脳・外相間の電話会談等は4回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

地域の中核的課題である中東和平問題に対して、国際社会の責任ある一員たる我が国の関与を示す指標のひとつとして、イスラエル・パレスチナと我が国との要人往来を設定する。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン形式や電話会談等の実施回数を実績欄に参考までに計上する。

測定指標1－6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD等)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	4	5	4	3	4

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

パレスチナ支援に係る主要な会合として、①CEAPAD 関連、②「平和と繁栄の回廊」構想4者関連会合、③パレスチナ支援調整委員会(AHLC)等があり、これらを着実に実施し、その成果をパレスチナ支援にいかしていくことが重要であるため。閣僚級会合以外にも高級実務者レベル会合等の関連会合があるため、令和3年度目標を維持し、オンライン形式での開催も含めて積極的な参加を目指す。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要(注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①中東和平に向けた働きかけ (*)	1 「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催 「平和と繁栄の回廊」構想は、平成18年7月に中東諸国を訪問した小泉総理大臣が提唱したもの。平成29年に河野外務大臣が表明した同構想のグレードアップを実施すべく、ODAも活用しつつ、日本に加え、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン間の地域協力を通じて推進する。				1-1 1-5 1-6

	これを中心として、将来のイスラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国独自の施策を推進していく。 2 CEAPAD高級実務者会合等の開催 CEAPAD は、日本が平成 25 年に提唱した、東アジア諸国の知見をパレスチナの経済開発、国作りにいかすための取組。これにより新たな支援分野の調整も含め、アジア諸国と連携しつつ会合を開催し、対パレスチナ支援の強化に向けた推進力とする。 3 中東和平推進のための信頼醸成措置関連 これまでの信頼醸成会議の経験を踏まえ、双方の平和的な共存に向けたイスラエル・パレスチナの対話・協力を進める場を提供することにより、我が国の政治的働き掛けを強化する。 4 対パレスチナ支援推進関連 対パレスチナ支援に関し、我が国として適切な支援を行い、その貢献を対外的に示すために、主要ドナー国が頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会（AHLC）等に出席して多数の関係者と意見交換・政策調整を行うほか、ICT ビジネス促進のためパレスチナの ICT 関連企業・団体との協力体制も模索している。 これにより、国際社会全体にとって長年の懸案である中東和平の実現に寄与する。	1-1 1-5 1-6 1-1 1-6 1-1 1-5 1-6
	37 (29) 39 (12) 38 (13) 33	
②中東地域 (湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン)の平和と安定の実現に向けた外交努力 (*)	①国際会議等の主催及び参加、②中東地域担当参与を活用した情報収集、分析、政策立案及び国際会議への参加③イランを巡る緊張緩和と情勢の安定化のための働き掛けを推進する。 これにより、我が国として地域の緊張緩和及び情勢の安定化に向けて最大限の外交努力を行っていく。	1-2 1-3 1-4
	— 30 (6) 29 (8) 38	
③ガザ教員招へい (令和 2 年度)	厳しい人道状況が継続するガザ地区から約10名の教員を招へいし、日本の教育制度や人材開発について学ぶ機会を与えることで、教員を通じてガザ住民の日本に関する理解を深める。 これにより、日本の戦後の和解の経験や平和国家としての歩みと同時に、現代の日本の教育現場が直面する問題を通して道徳・情操教育の重要性を伝える。	1-4
	— 7.8 (0) 8 (0) 8	
④シナイ半島駐留多国籍部隊・監視団(MF0)拠出金(任意拠出金)(昭和 63 年度)	昭和54 (1979) 年 3 月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し、これを脅かす活動の監視・報告、違反事案の認定を行うため、MF0による監視活動が行われている。平成17 (2005) 年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。これら活動の支援のため、本拠出を行っている。 こうした我が国のMF0に対する支援は、昭和54 (1979) 年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の和平の維持に寄与し、中東地域の安定化といった我が国の政策目的にも合致するものである。	1-4
	168 (168) 165 (165) 69 (69) 3	
⑤中東淡水化研究センター	中東淡水化研究センターは、水問題と和平実現を結び付ける機関として、中東和平当事者(イスラエル、パレスチナ及びヨルダン)が関与する淡	1-1

拠出金（任意 拠出金） （平成 8 年度）	水化技術研修事業、研究助成、奨学金事業等を行っており、本拠出によりこれら事業実施を支援している。 本拠出を通じた我が国の貢献は、淡水化に関連する技術的な工程の改善に寄与し、ひいては中東及び他の地域の人々の生活水準の向上並びに中東和平プロセスに貢献し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				
	3 (3)	2 (2)	2 (2)	2	
⑥国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (日本・パレスチナ開発基金) （昭和 53 年度）	本件基金では、UNDPエルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、イスラエルとパレスチナの二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国作り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。 「日本・パレスチナ開発基金」を通じた我が国の貢献は、中東和平実現の唯一の方途であるイスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国作り」、「人づくり」に寄与するとともに、パレスチナの和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-1
	60 (60)	60 (60)	62 (62)	59	
⑦カルテット 拠出金 （平成 30 年度）	本拠出は、我が国による中東和平・パレスチナ支援の一環として、中東地域の物流の増加及び円滑化、人・モノの移動の円滑化をはかり、パレスチナ経済成長及びパレスチナ社会の安定化に寄与することを目的とする。本件拠出金は、二国家解決を念頭に置きながら、パレスチナの安定並びにパレスチナの国作り及び人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、カルテット事務局（平成14（2002）年に国連、EU、ロシア及びアメリカの四者により設立）を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、パレスチナの雇用促進及び産業育成を通じて、パレスチナ及び地域の安定化に資する事業に充てられる。 中東地域の平和と安定は、我が国の平和と繁栄、経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要である。我が国が推進する「平和と繁栄の回廊」構想の柱の一つが物流の円滑化への支援であり、これにより、中東和平達成への環境づくりに貢献し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-1
	21 (21)	42 (41)	0 (0)	0	
⑧イランへの働きかけ （令和 2 年度）	米イラン間の対立が深まる中、我が国として緊張の緩和と情勢の安定化に向けた働きかけを行う。 これにより、イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。				1-3
	—	—	—	—	—

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和 4 年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野２ 中東諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の経済・社会改革を後押しするとともに、エネルギー分野にとどまらない重層的な経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）
- ・第14回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成30年10月27日）
- ・第15回マナーマ対話における鈴木馨祐外務副大臣スピーチ（令和元年11月24日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標２－１ 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 ＊

中期目標（一年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 ハイレベルでの交流

茂木外務大臣は10月にサウジアラビアとクウェートを、12月にチュニジアをそれぞれ訪問した。サウジアラビアでは、ファイサル外相及びアブドルアジーズ・エネルギー相とそれぞれ会談し、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組みの下、引き続き幅広い分野で両国の戦略的パートナーシップを一層強化していくことで一致した。クウェートでは、サバーハ前首長薨去を受けてナッワフ新首長への弔問を行い、アフマド外相と会談し、両国間の関係を発展させていくことで一致した。チュニジアではサイド大統領、ムシーシー首相、ナフティ国務長官とそれぞれ会談し、令和4（2022）年にチュニジアで開催予定のTICAD8に向けた連携を確認するとともに、経済分野を含む二国間関係の一層の発展と地域の平和と安定に向けて取り組むことを確認した。

2 ワークショップ、政策提言

令和3年3月、「第四回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域9か国から14名、日本から4名の専門家の参加を得て、令和3年度末に政策提言の形にまとめる方向で一致した。同月、講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みで、バーレーンにて、日本の有識者による「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」に関する講演を実施した。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に茂木外務大臣が中東8か国・地域を歴訪し（イラク訪問は15年ぶり）、急変したアフガニスタン情勢、中東和平、イラン核問題等に関し、地域の安定に向けた緊密な連携を確認した。大統領就任直後のイランでは、主要先進国・アジアの要人として最初にライースィ大統領を始めとした新政権の閣僚等と会談し、日本とイランの伝統的な友好関係を今後も強化していくことを確認した。また、核合意の遵守への復帰を働きかけ、中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向

けて、地域の大国として貢献するよう、働きかけを行った。イラクでは、サーレハ大統領、カーズィミー首相、フセイン外相とそれぞれ会談し、イラクの平和と安定の実現に向けて、日本が支援を継続していく姿勢を改めて強調した。また、地域の緊張緩和に向けた協力を確認するとともに、日本企業の進出を後押しするため、安全確保・環境整備等に向けた働きかけを行った。カタールでは、ムハンマド外相と会談し、2021年という日・カタール外交関係樹立50周年を迎える節目の年に、両国間の「包括的パートナーシップ」を深化する旨確認した。また、二国間関係について意見交換を行い、エネルギー分野に留まらない幅広い分野での交流・協力を促進し、良好な関係を一層発展させていくことで一致した。

2 令和4年3月、「第五回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域6か国から13名、日本から7の専門家の参加を得て、3日間にわたり、「対抗思想」「帰還者の処遇」「女性」のテーマに基づき、暴力的過激主義対策における日本の役割について議論を行った。講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みでは、イラン、サウジアラビア、バーレーンにて合計4回の日本人有識者による講演を実施した。また、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業（オンライン形式）の枠組みでは、サウジアラビアの有識者と日本人有識者複数名との間で、今後の日サウジアラビア協力に向けた意見交換会を2日間にわたり実施した。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東外交においては、不安定な情勢への対処や経済的な結び付きの更なる促進のみならず、我が国の立場への理解や国際社会での支援を得るためにも、ハイレベルでの対話が必要である。

中東・北アフリカ諸国との交流・対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である事に加えて各種会合の開催や人的交流の拡大により、中東地域との相互理解を深化させていくことが重要である。

測定指標2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 *

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、日トルコEPA、日トルコ社会保障協定等、各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

令和2年度目標

- 1 日トルコEPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日トルコEPA、日トルコ社会保障協定

- ・日トルコEPA

テレビ会議や電話会談等を通じて協議を実施し、交渉妥結に向け、調整を継続した。

- ・日トルコ社会保障協定

10月に第6回政府間交渉（オンライン方式）を実施した。交渉は最終段階にあり、次回の協議を対面式で行うべく、調整を継続している。

- 2 それぞれの協定・条約

- ・アルジェリアとの投資協定及び租税条約

政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。

- ・チュニジアとの投資協定

平成 30 年 12 月の日チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、正式交渉開始に向け調整を継続している。

- ・バーレーンとの投資協定

政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。

- ・カタールとの投資協定

平成 29 年 4 月の第 3 回交渉会合以降、事務方レベルにて交渉を実施しているが、主要産業であるエネルギー分野の取扱いについて合意できておらず、交渉を継続している。

- ・チュニジアとの租税条約

6 月に非公式協議（オンライン方式）を行い、調整を継続している。

3 その他特記事項

- ・UAE との投資協定

平成 30 年 4 月に署名された日 UAE 投資協定が 8 月に効力発効した。

令和 3 年度目標

- 1 日トルコ EPA 及び日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を更に加速させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日トルコ社会保障協定

EPA 及び社会保障協定については、8 月の外相電話会談及び 12 月の首脳電話会談において、早期妥結に向け協力を一層強化することが確認された。なお、日トルコ EPA については、経済局経済連携課に主管が変更になった。

- 2 それぞれの協定・条約

- ・アルジェリアとの投資協定及び租税条約

政府間交渉を実施すべく、調整を継続した。

- ・チュニジアとの投資協定及び租税条約

令和 2 年 12 月の茂木外務大臣とチュニジア首相の会談において、早期締結の重要性を確認し、交渉開始に向け調整を継続した。

- ・バーレーンとの投資協定

令和 4 年 2 月 28 日に「第 5 回交渉会合」を実施し、実質合意。令和 4 年度は、日・バーレーン外交関係樹立 50 周年でもあるため、本年中の署名を予定。

- ・カタールとの投資協定

8 月の第 1 回外相間戦略対話を通じて協議の加速化を要請した。

令和 4 年度目標

- 1 日トルコ社会保障協定の早期締結に向け交渉を更に加速させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア、チュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。
- 3 日・バーレーン投資協定の早期署名

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

トルコとの社会保障協定の早期締結を通じて二国間経済関係を一層強化することは、親日国であるトルコとの重層的な関係を更に発展させる上で重要である。

アルジェリア、チュニジアとの投資協定や租税条約の早期締結を通じて二国間経済関係を一層強化することは、アルジェリア、チュニジアと重層的な関係を構築する上で重要である。

バーレーンとの投資協定については、実質合意していることから、日・バーレーン外交樹立 50 周年(令和 4 (2022) 年)中に、署名することが重層的な関係を構築する上で重要である。

アルジェリア及びカタールとの投資協定については、いずれとの交渉も数年以内の署名が視野に入っていることから、これら各国との交渉に優先的に取り組み、日・GCC・FTA 等の案件につなげることが各国との重層的な関係を構築する上で重要である。

測定指標2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

中期目標(一年度)

- 1 湾岸諸国(GCC 諸国)
エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。
- 2 イラク
イラクとの経済関係の強化を図る。

令和2年度目標

- 1 湾岸諸国(GCC 諸国)
日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。
- 2 イラク
日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 湾岸諸国(GCC 諸国)
 - (1) 新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のサウジアラビア及びクウェート訪問(10月)に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等(日・サウジアラビア首脳級(11月)、日・UAE 首脳級(12月)、日・カタール外相(4月)、日・クウェート外相(4月)、日・サウジアラビア外相(7月及び9月)、日・UAE 外相(7月)、日・オマーン副外相級(6月)、日・UAE 局長(9月)、日・バーレーン局長(10月))を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン 2030」閣僚会合とビジネスフォーラムをオンラインで開催し(12月)、両国企業間の関係を強化した。
 - (2) 官民一体となった働き掛けの結果、UAE における海上油田の試掘権、サウジアラビアにおける海淡水供給パイプライン監視システム、カタールにおける太陽光発電システムなどの受注が認められた。
- 2 イラク
令和2年1月以降、米国とイランの対立を背景に地域の緊張が高まり、在留邦人がイラク国外へ退避した後、新型コロナ感染症対策のためにイラク政府は日本からの入国を原則禁止にしたため、イラクで事業を行っていた日本企業はイラクに戻ることができなくなった。その間、在イラク日本大使館は、イラク政府と日本企業との間の調整を支援した。また、在イラク日本大使館の働き掛けによって、JICA 及びプロジェクトに従事する企業のイラク入国が認められるようになった。
令和3年2月には、中東協力センターの協力を得て、オンライン形式でのイラク石油相のビジネスセミナーでの講演や石油相と日本企業との面談を実施した。

令和3年度目標

- 1 湾岸諸国(GCC 諸国)
日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。
- 2 イラク
日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 湾岸諸国(GCC 諸国)
 - (1) 新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のカタール訪問(8月)や国連総会時における日・カタール外相会談(9月)、林外務大臣の UAE 訪問の際の外相及び産業・先端技術相との会談(令和4年3月)に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等(日・サウジアラビア首脳級(同2月・3月)、日・UAE 外相級(9月)、日・クウェート外相(8月、10月)、日・サウジアラビア外相級(令和4年2月)、日・サウジアラビア外務副大臣級(9月))を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン 2030」閣僚会合の事務レベル作業部会(SG)会合をオンラインで開催し(7月)、次の閣僚級会合に向けて両国間の協力案件の更なる推進に向けて協議した。
 - (2) 官民一体となった働き掛けの結果、ドバイ・メトロの運航・保守業務(三菱重工業、三菱商事)、サウジアラビア・エジプト間の高圧直流送電事業(日立 ABB)などの受注が認められた。
- 2 イラク

8月の茂木外務大臣のイラク訪問時、カーズィミー首相に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等の働きかけを実施した。

令和4年度目標

1 湾岸諸国(GCC 諸国)

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展及び諸改革に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

- 湾岸諸国は、昨今の気候変動を巡る同行や脱炭素化等の動きを踏まえ、石油依存体質からの脱却やエネルギー分野に限らない産業多角化及び経済社会改革を進めており、湾岸諸国の諸改革の促進に資する日本企業進出及び新規プロジェクトの受注等は、日本と湾岸諸国間の関係を深化させる上で有益である。
- イラクにつき、日本企業の持つ高い技術力はイラクの復興に大きく貢献することが可能である。新政権の発足に伴う混乱が続いているが、イラク側の日本企業に対する期待は引き続き大きく、今後、イラクの政治情勢が安定すれば、イラクにおけるビジネスチャンスの拡大が予想される。一方で、イラクにおけるビジネス環境をめぐる問題や治安の問題は依然として日本企業進出の障害になっており、これらの改善をイラク政府に働き掛けていくことも重要である。

測定指標 2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	6	4	6	4	6

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日本と中東諸国の関係はますます重要になってきており、更なる関係強化のため、日・トルコ科学技術大学設立等を通じた国民レベルの交流、多様な分野の当事者を対象とした「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」、ハイレベルでの意見交換及び大きな政治的推進力を与える場となる「アカバ・プロセス」など多様な側面から関係強化に関する指標を得ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

新型コロナの影響を受けて他対面での実施が困難な状況が続いているが、オンラインを活用した取組も積極的に活用して実施していくことを目標とし、過去5年間の実績に照らし、これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。

測定指標 2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の	3 (首脳・外相間の電話会談等は23回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の	11(首脳・外相間の電話会談等は26回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の

		観点から適切な水準		観点から適切な水準		の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることで客観的な評価を行うことが重要であり施策の進捗を把握する上でも有益であるため。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン形式や電話会談等の実施回数を実績欄に参考までに計上する。						

測定指標 2－6 経済条約の締結数						
	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	3	1	2	0	2
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 中東各国と日本との経済関係をより強固なものにするため、経済分野での条約の更なる締結を目指す。具体的には、現在交渉中の経済条約のうち 2 件以上の早期締結と新規案件の交渉開始を目指す。						

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	事業番号
①中東地域諸国との関係強化 (*)	1 中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めるとともに、日トルコ EPA 等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続する。 これにより、我が国と同地域の経済関係の強化、ひいては同地域の安定のための支援にも寄与する。				2-2 2-6
	2 イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナー 「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)、イラン核問題を巡る動向、ホーシー派によるイエメン国内紛争の激化、サウジのサルマン体制の確立と内政及び外交面での変化、湾岸地域の安全保障の状況は新たな段階に差し掛かっている中、セミナーを開催しこれらの諸国との意見交換を行う。 これにより、我が国としても、これらの変化が湾岸諸国の安定性を含めどのような影響をもたらすかについての確かな分析を行う上で、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握していく。				2-1 2-3 2-4
	3 GCC諸国との経済連携関連 石油及び天然ガスの産出国である GCC 諸国資源国と積極的に経済条約の交渉・締結を進める。 これにより、資源国との関係を重視する政策の実施に貢献する。				2-2 2-3 2-6
	4 アラブ諸国との対話強化 平成 29 年 9 月に河野外務大臣の出席を得てエジプトのカイロにて第一回日アラブ政治対話を開催。中東に対する日本の基本的立場を説明しつつ、アラブ連盟に加盟している各国と更なる関係強化について意見交換を行った。今後は、アラブ諸国との要人往来数を維持・増加させつつ、政治分野を含めた対話を継続することで、包括的なパートナーシップを強化する。 これにより、要人往来数の増加のみならず、政治・経済分野での事業の積極的な実施と信頼関係の情勢に貢献する。				2-1 2-4 2-5
	41 (38)	36 (7)	34 (6)	32	

②日・トルコ 科学技術大学 設立関連経費 (平成 30 年度)	同大学の早期の開学を目指し、大学設置推進協議会及び今後招集される大学理事会において、大学設置に向けての協議、組織運営及び学術的コンテンツの検討を行う。 これにより、将来的に国際色豊かな教職員及び学生、多くの高機能を備えた設備等から構成される科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供し得るグローバルスタンダードな大学をトルコ国内に設置するとともに、将来トルコ国内において活躍する専門家の輩出を目指す。				2-1 2-4
	6 (4)	6 (0)	5 (1)	3	
③中東・北ア フリカ地域に おける親日 派・知日派発 掘のための交 流事業 (平成 30 年度)	中東地域から、将来活躍が期待される人材を日本に招へいする。 これにより、日本文化や日本の外交政策について理解の促進を図るとともに、被招へい者の中から親日派・知日派を発掘することで、帰国後の日本文化の発信強化を促し、我が国の外交基盤を拡充する。 ※令和元年度から 3 年度にかけては新型コロナウイルスの影響で取りやめ。				2-1 2-4
	9 (0)	7 (0)	7 (0)	6	
④中東・北ア フリカ諸国の 状況の的確な 把握 (*)	情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国の状況を、在外公館と緊密に連携しつつ素早く的確に把握する。 これにより、不確実性の高い中東地域において様々な事案に適切に対応し、必要とされる支援及び我が方の適切な政策立案につなげつつ、ひいては地域の平和と安定に向けて貢献していく。				2-2
	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和 4 年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。